

# 宇佐弥勒寺に関する二、三の問題

## 附、弥勒神宮寺関係年表

賀川光夫

### 目次

はじめに

一、弥勒寺建立と造寺の困難

(一) 弥勒寺と比咩神宮寺

(二) 造寺の困難

二、弥勒寺創建時の軒平瓦

(一) 弥勒寺式古瓦

(二) 鴻臚館式古瓦

(三) 弥勒寺創建時の古瓦

おわりに

### はじめに

続紀廿八巻に

神護景雲元年九月乙丑始造八幡比咩神宮寺其夫者便役神寺封戸限四年令畢功、

とある資料はこれが八幡神宮寺に対する比咩神宮寺の創設であるとする見解と、弥勒寺(宇佐神宮寺)の完成であろうとする意見にわかれている。前者は続紀の記事通りこれを肯定し比咩神信仰の問題を背景として解釈されたものであり、後者は比咩神宮寺建立の資料が、具体的には続紀のみに終っている点や、多少の考古資料によつて、比咩神宮寺は弥勒寺を指すものではないかとする意見である。更に前者は宗教史の立場から論求さ

れ、後者は歴史考古学の立場から追求するものである。この興味深い問題に就いて二、三の問題から弥勒寺に関する見解を記すことにした。尚弥勒寺年表を九州大学小田富士雄君の努力で附録として発表することになった。

## 一、弥勒寺建立と造寺の困難

### (一) 弥勒寺と比咩神宮寺

多くの資料に立脚する弥勒寺は、続紀のみに終る比咩神宮寺と異なり建立に関しては相當的確な様子を把握することが出来る。それ故に、この問題に就いては弥勒寺建立の事情を先に検討することにする。

記録の上で最初に弥勒寺が見えるのは「石清水文書之二」<sup>①</sup>に 又創而奉造御寺、号弥勒禅院、在菱形宮之東足林 とあり、又同じく「宇佐大神宮縁起」<sup>②</sup>には、

神託之趣奏聞之処令達上聞勅使下向菱形宮之方日足林之西被造御寺奉安仏像号弥勒禅院初之別当法蓮和尚云云。

これは神龜二年正月二十七日のことである。日足は宇佐盆地事端寄藻川の一流御許山麓の小谷に存在する。宇佐神宮より山を挟んで直線一軒の地点である。この二つの記録を实地に於て説明し得る具体的な考古資料がなく、今神龜二年建立になる弥勒禅院の位置を確実に把握し得ない。唯後述する弥勒寺の問題が、記録と考古資料の一致を見る場合が多く、その点より帰納して日足に弥勒禅院が存在した真実を肯定しないわけにはいかない。

扱宇佐神宮神域に弥勒寺が移建されたと云う問題を九州文化史研究所寺料によつて見ると、同寺移来建立事として、

聖武天皇(天平)同年九月天平丁丑四月七日神託、(中略) 同年五月十五日從日足南無江林十三移来建立之今弥勒寺金堂等是也。

とあり又「永弘文書一」<sup>⑤</sup>の二三八に、

(天平)  
同年五月十五日弥勒寺講堂金堂建立之。

とあるので、天平九年の神託により、同十年に先ず講堂、金堂が建てられたことを知る。この天平十年の工事は九年の神託後たゞちに着手したにせよ、材料の発注から工事了了迄相當の大事事であつたことが知られる。次に天平十三年三月二十四日三重塔一基を作り最勝王経、法華経各一部、度者十八人等を宇佐宮に奉る。と云う続紀の資料がある。更に同十五年には東西の兩塔を建立している。即ち「永弘文書一」<sup>⑥</sup>の二三九によれ

ば、  
(天平)  
同十五年東三重建立御託宣牒西三重同建立□、<sup>(託)</sup>

とあり、弥勒寺の七堂伽藍造築次第が講堂、金堂、東西の塔等主要なものから着手されている。以上の資料によると天平十年には講堂、金堂、同十三年には三重塔一基、同十五年東西塔と、重要なものゝ着手に五年を要している。この外僧房、食堂等附属の建造物は以外な日時を要したであろう。こゝで我々が最も注目しなければならないのは石清水文書之二(四〇三号)に宝龜十年弥勒寺の鐘を鑄る。の記録が存在することである。これは弥勒寺七堂伽藍の完成を意味するものではあるまいか。問題の統紀の神護景雲元年九月十八日の八幡比咩神宮寺を造るの記録は天平十年から二十九年目にあたり、弥勒寺完成を意味する宝龜十年は神護景雲元年より十二年後にあたる。これは統紀の比咩神宮寺は弥勒寺七堂伽藍の完成の時期と符号が合うのである。その間弥勒寺に関する記録は弥勒寺の活動を明記しているが、比咩神宮寺に関しては奈良時代に問題の統記神護景雲元年の造寺以外の記録が全く存在しない。もし弥勒寺を八幡神宮寺とし、他に比咩神宮寺が並存したとすれば前者は勅願により建立された所謂国家的立場で作られ、後者は何か私寺的なものゝようにも考えられる。兎も角奈良時代の造寺が律令を裏付ける如く規則通りに行われ、堂塔の配列も又仏教々理にもとずいておろそかにされない厳しきをもっている。それ故に当代の造寺は律令体制の上でなければ完成し得ないと云うことも考えられる。一方造寺の困難と云う点が国家的立場で仏教を權威づけるものであつたと見られる。

宇佐神宮神域に弥勒寺が建立されると云うことは律令制の宇佐支配と云うことにも関連しよう。特に弥勒寺創立期の古瓦に鴻臚館式古瓦を用いていることは太宰府の勢力を物語るものであろう。この点に就いては後述する。この事実は且て宇佐地方に宇佐、大神の二勢力対立の状況があるにせよ弥勒寺建立の事態は律令による宇佐勢力の集中と見なければならぬ。かりに律令体制の上で再び二勢力の争が行われたとすれば、その争は最早弥勒寺建立以前的状態ではなく、一つの山の争奪となつてあらわれてくるのである。このような事実のもとでは宇佐神宮に対する弥勒寺、それ以外に神宮寺を並列させるようなことは考え得らない。そこで弥勒寺の性格を強いて明かにしようとするならば、弥勒寺は八幡神宮寺であり、比咩神宮寺でもあると云うことが出来る。しかして神護景雲元年の八幡比咩神宮寺の完成をあらわす正史の記録は弥勒寺完成のものと解して何等誤りではなからう。

註① 石清水文書之二(四〇三号)

② 宇佐大神宮縁起 上

宇佐弥勒寺に関する二、三の問題

(賀川)

③ 昭和二十九年十二月大分県文化財調査委員会に於て日足庵寺の調査を行ったところ日足庵寺の礎石を発見したが、その後その礎石は具体的資料ではないことが判明した。しかしその後この地の調査の結果庵寺址を相定し得る古瓦の出土を知り得た。しかし日足庵寺の確定位置は未だ明かではない。

④ 石清水文書之二(四〇三号)九州文化史研究所史料

⑤ 永弘文書一(二三八号)大分県史料

⑥ 同右(二三九号)同右

⑦ 石清水文書之二(四〇五号)

## (一) 造寺の困難

国家的な見地で寺院を建立する場合でも特に遠く都を離れた地方に於ては技術の投入、材料集め、資材の手違い、土蒙の勢力争等種々な状件によつてその完成迄には意外な日子を要するようである。その一例を沿革についての資料の豊かな観世音寺を例として見ることにする。観世音寺創立の意義は続記に斉明天皇御追福の為天智天皇創建を命ぜられた寺院だと記されているが、一面太宰府の都市の繁栄策<sup>①</sup>でもあるといわれている。太宰府に於ける観世音寺は西都繁栄を担つた謂は国家的な立場に於て建立されたことは論を俟たない。しかしその経過は大寶<sup>②</sup>、和銅再度<sup>③</sup>の督促、養老七年の僧滿誓<sup>④</sup>の西下、天平十七年僧玄昉<sup>⑤</sup>の筑紫下降により、伽藍完成を督促している。このようにして伽藍完成を一応天平十八年六月観世音寺供養を伝える扶桑略記抜萃によるものを以て当ると云うのは鏡山猛氏の意見である。かくして観世音寺は天智天皇年御宇着手以来八十余年を経たこととなる。丁度観世音寺完成期が聖武天皇の御宇で仏教の優勢な時期に相当し、一方この隆盛期を利し着手された弥勒寺は天平十年に着工し、前述の如く宝龜十年に鐘を鑄り弥勒寺の完成を祝していると思考されるから、この場合神護景雲元年の比叡神宮寺創立の記録を弥勒寺の建立と見做せば二十九年を要している。九州に於ける太宰府の観世音寺、宇佐の弥勒寺は、ともに国家的立場で建立された寺院であるだけに、当時のあらゆる勢力を傾けて行われたと一応は見るべきであらう。このように長期にわたり建設が行われる理由の一つは、当時の状態から見る時伽藍の規模が非常に大きいことが問題されよう。しかも規模に比して各堂塔の規約、材料製作の技法等、技術的には高度なものを要求する必要があつた。又一面当時の社会的事情も考慮の必要がある。且て太宰府遺跡調査の際、府庁を中心として都府中心附近の民家と考えられる址が数の上では圧倒的に堅穴で、都府楼や観世音寺等の楼閣と掘立式の堅穴の奇妙な組合を想像する時壮大な伽藍建立の矛盾を社会的に考えざるを得ない。このような事由は宇佐に於ても多く存する。即ち宇佐平野中に存する二、三の奈良時代<sup>⑦</sup>の堅穴や、豊後高田市草地大字黒松附近の土師を出土する貝塚等は

いづれも庶民の生活を具体的に物語る資料と見られるが、当時竪穴に住む人達が宇佐宮と弥勒寺を如何に見たであろうか、又大多数のこれ等の人達が直接には工事を推進する大きな労力となるのであり、このへんにも工事が時代に添わないものであつたことを知る事が出来る。伽藍完成遅延の重要な理由の一つは右の点にあると考える。

以上の如く考えると広大な寺院を建設するためには、材料や技術はもとより、社会事情を無視することの不可能であることが知られる。このよ  
うな状態にあつても寺院はその法式を完全に踏襲されるのであるから伽藍完成の困難に計り知れないものがある。宇佐に於てもこの大事業は八幡  
大神、比咩大神の両者結合は神宮造営と弥勒寺の建設を可能ならしめる、弥勒寺を八幡神宮寺とし別に比咩神宮寺を建立しなければならぬよう  
な事情はないものと考ええる。又七堂伽藍を他にもう一つ建設するに可能な地域は宇佐神域にはまづない。強いて弥勒寺、比咩神宮寺を別に考えよ  
うとするならば、それは規模の小さい氏神のもので時代も平安より逆らぬであろう。造寺の困難と云う問題から比咩神宮寺に対する考えを述べ  
たが、果して教理の関係から比咩神宮寺が絶対に必要であるかその点御教示を得度い。

註① 鏡山猛氏「太宰府の遺跡と条坊」『史淵』第十六輯

② 続日本紀(卷二)

筑前觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇奉為後岡本宮御宇天皇誓願所基也。雖累年代迄今未了。宜太宰商量充驅使丁五十許人及逐閑月差苑人夫專加檢校早令營  
作。

③ 続日本紀(卷二)

觀世音寺筑紫尼寺封起大宝元年計滿五歲並停止之

④ 扶桑略記(第六)

養老七年遣僧滿誓於筑紫。命造觀世音寺。

⑤ 扶桑略記抄

(天平十七年)十一月之卯日。遣玄昉法師筑紫。造觀世音寺。

⑥ 太宰府の都制の研究：鏡山猛氏担当：(九州文化綜合研究所)に於て都府内住居址発掘、その際都府中央南館址附近や、鼓石附近に於て奈良時代の竪穴多数

発見、この詳報はいずれあろう。

⑦ 宇佐地方の竪穴で確実なものは

一、宇佐郡歌川町大字法鏡寺(竪穴断面露出土師、須恵器出土)

一、宇佐郡四日市町大字四日市(竪穴断面四ヶ所各々に土師器出土)

一、宇佐郡宇佐町大字高森(耕作中土師、須恵出土地六ヶ所)

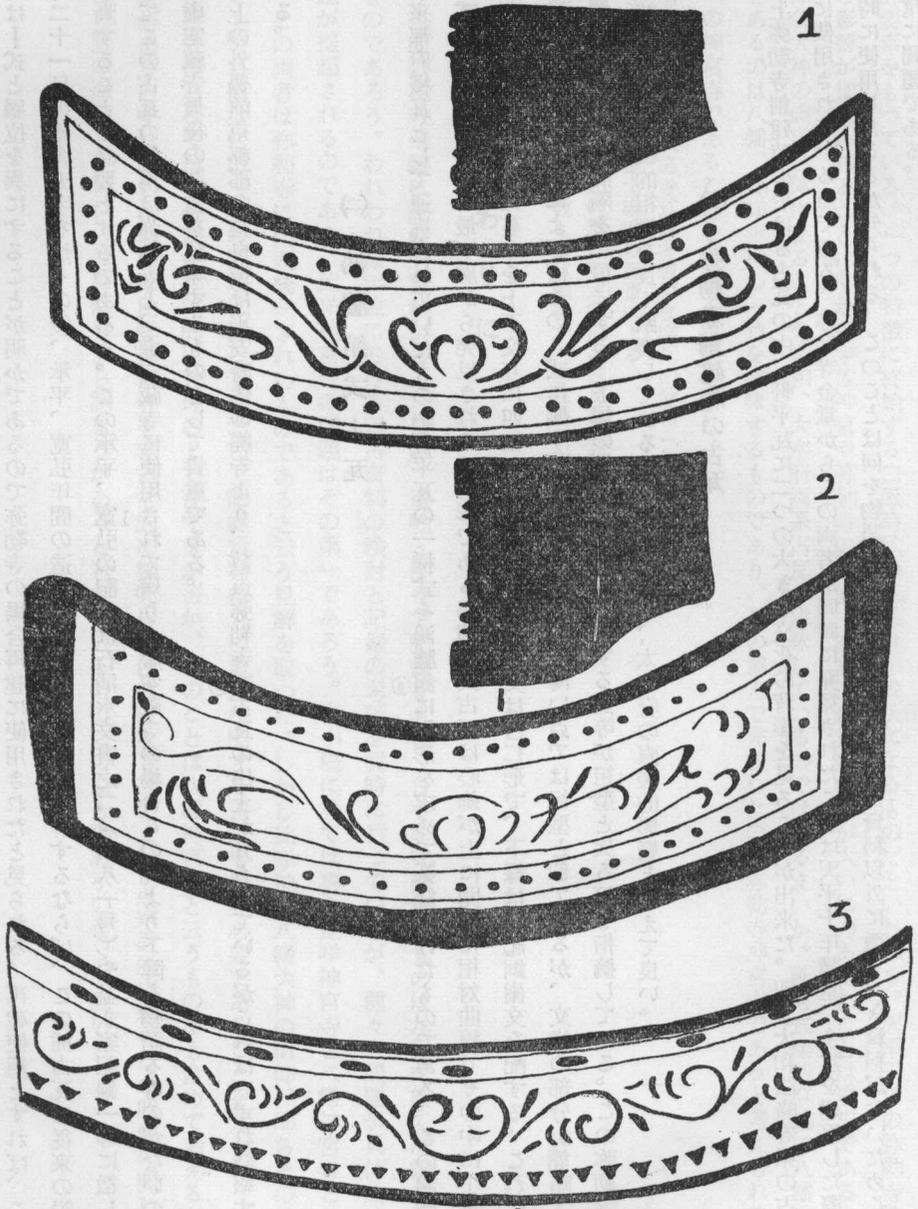
## 二、弥勒寺創建時の軒平瓦

### (一) 弥勒寺式古瓦

所謂法隆寺式忍冬唐草文軒平瓦<sup>①</sup>と汎称するもの、中周縁に珠文を以て加飾するものは、法隆寺出土瓦の外宇佐に於ける弥勒寺はじめ二、三の遺跡に見られるのみである。法隆寺に於けるこの種の例はハート形の内廓を囲んで外廓を作った心飾を中心に左右均正に唐草が延びる。又心飾の結びを略し左右の第一節には上方に蕾を附し、第二節には下方に蕾を附す。蔓草はこれより上方に延びるだけで間もなく終る。全体としては蔓草は大きく簡略化が目立つ。周辺の珠文は正円の大きなものである。この種軒平瓦に対して宇佐地方のものは大別して二様式に分けられそれぞれ時代の先後を示めているのは興味深い。周辺珠文で加飾することの法隆寺式忍冬唐草文は寧ろ宇佐地方に於て特殊な発達をなしていると思われるので、この種古瓦を弥勒寺式古瓦として標式し細部にわたって検討することにした。

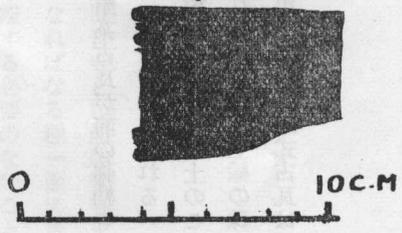
弥勒寺式古瓦Ⅰ式 この軒平瓦は宇佐神宮境内弥勒寺の最下層より発見されるもので、この種古瓦の宇佐での祖型と見做されると同時に、弥勒寺創建時の古瓦である。中心飾下心藏形の上下部を切り離した内廓と上部弧、両側厥手をした外廓よりなり、両廓間に左右均正に遊線を配する。心飾下の結びは略されているがこれより左右に唐草が延び第一節に蕾、第二節に花を咲かせ更に蔓草反り、その部位に蕾を附している。周縁には珠文を以て加飾している。この様式を弥勒寺式古瓦Ⅰ式としたが、これを更に精察すると左右の第二節目花の尖端が文様廓の下角を指もの、右のみがやゝ内側に寄るもの、花が線化し大きくなるもの、乱れるもの等又は心飾が太いもの、細いもの、周縁の珠文の数の多いもの少いもの等数形式に分けることも可能である。しかし乍ら様式を変えるものでなく、編年にも無関係と見られるのでこれらを総括した。この種古瓦が発見されている所は宇佐では弥勒寺、法鏡寺の二箇所、豊後国分寺創建古瓦中の一例がある(角田文衛編「国分寺の研究」)。

弥勒寺式古瓦Ⅱ 弥勒寺や虚空蔵寺に於て蔓草の乱れの著しいものがある。これは心飾下に下廓線に沿った一本の蔓草と心飾より派生する蔓草の二つからなるが、もともと下の蔓草はⅠ式の第二節目花の部分より反りのある蔓草を連結したものであろう。しかし左右の蔓草派生の状況が別々で統一がない。蔓草の節も有しない。Ⅰ式に比して極く乱れたものである。この式の忍冬文も多少蔓草派生の相異なるものもあるが、これ又様式の変化と見做すものではない。周辺に珠文を有することⅠ式と同様である。外帯素文部が段状に高くなるのはⅠ式と著しい変化である。この



七

- 1. 弥勒寺式古瓦 1式
- 2. " 2式
- 3. 鴻臚式古瓦 3式



古瓦はⅠ式と層位を異にすることが明かであるので弥勒寺の場合再建に使用されたと見られる。再建使用とすれば、これは続日本後紀の承和五年三月二十一日の堂舎五宇を焼くの後、承平、寛弘年間の造営に使用されたものと解するならば、この種古瓦は従來の説より一挙に平安前又は中期に下降することを必要とするであろう。この承平、寛弘の記録は石清水文書之二（四八一号）や益永家記録一等に徴して明白である。

さてこの古瓦の使用は弥勒寺と、虚空藏寺に使用されて居り、虚空藏寺の場合この瓦より下降を物語るものがないので、その後消滅したものとし、虚空藏寺最後の造営を意味するものとして貴重である。

以上の外豊前京都郡の奈良或は平安時代の廢寺より、数点弥勒寺式古瓦<sup>②</sup>の出土が知られているがこれはいずれ詳報する心算で本項では欠くことにする。

### (二) 鴻臚館式古瓦

従來都府楼瓦として通称されていたもの中軒平瓦の様式を鴻臚館に祖形を求めて系統づけたものである。この鴻臚館系古瓦が前の弥勒寺式古瓦Ⅰ式と同時に弥勒寺の最下層から発見される。祖形である鴻臚館式古瓦は心飾が上に開いた相對曲線でその中に小葉「小」字形を入れる。これより左右に先端を巻いた蔓草を上下交互に四個を連ねる。上縁の珠文は杏仁形で、下縁は陽起鋸齒文を配する。これに対して弥勒寺出土のこの種古瓦は、小田富士雄君によればその3式に属するもので、文種の肉薄い点では祖型と似ているが、文様の部分が簡略されている点、上縁の珠文を一個置きに省略して間隔を二倍にする。下縁の鋸齒文は各個遊離する点等が祖型と異なる等を指摘している。この弥勒寺出土の鴻臚館式古瓦は、その系統としては比較的祖型を良く踏襲していると見られるから、太宰府の直接的影響と考えて良い。

### (三) 弥勒寺創建時の古瓦

以上弥勒寺創建時に於ける古瓦の中、軒平瓦に二つの大きな文化の背影を見ることが出来た。即ち大和法隆寺系の古瓦と筑紫鴻臚館系の古瓦が同時に使用されている点である。弥勒寺金堂からこの両者が同時に発見されたことは天平十年講堂、金堂を建築した際兩系統の瓦を一つの建造物に同時に使用したことが知られる。このことは何を物語るものであろうか、考古資料以外に徴すべき資料がないためこれを如何に説明したらよいか非常に問題である。

大和系の弥勒寺式古瓦はすでに白鳳期に宇佐地方（虚空藏寺、法鏡寺、四日市廃寺）に於てその祖型が認められる。白鳳時代の宇佐の伽藍は全幾内の要素をもっている。一つの特徴に終始する白鳳時代の仏教は宇佐氏によるものだといわれる。天平十年の弥勒寺造営にこの大和系古瓦に大宰府の影響が加えられることは明かに宇佐神宮や弥勒寺の発展、造営には律令勢力が大いに力あつたことは事実であると考えられる。即ち仏教宇佐、律令大神の両氏合体によることを大和、大宰府両系古瓦が意味しているのではあるまいか。延喜式臨時祭式に八幡宮司は大神宇佐二氏を以て補すとあるのは八幡、比咩両神の一致を意味するものであり、その協力で完成したのが弥勒寺神宮寺であると考えられる。こゝにも弥勒寺が宇佐宮唯一の神宮寺であることを物語る資料を得た。

註① 石田茂作—法隆寺式忍冬唐草文字瓦の分布「伽藍論攷」

② 九州大学小田富士雄君の調査による

③ 小田富士雄—九州に於ける太宰府系古瓦の展開（一）「九州考古学」一

④ 中野幡能—宇佐仏教と虚堂藏寺—「宇佐史研究」二四卷一号

## おわりに

奈良以前の仏教遺跡に記録的資料が多く、遺跡、遺物と併せて記録をもととして研究出来るものは九州に於ては筑前観世音寺と豊前弥勒寺ぐらいのものであろう。われわれは宇佐に於ける考古資料の検討と記録の考証を同時に行つてゐるが、種々の問題が具体的になればなる程一面に於て難問題が提起されるのである。比咩神宮寺の問題はその第一であらう。本小稿に於ては専ら比咩神宮寺を八幡神宮寺と分離する必要のないことを記し、その両者は弥勒寺に代表統一されたものであると云う見解を取つた。しかし比咩神、八幡大神の信仰、即ちその教理が如何なるものであるかいさゝが自信ないが。この問題に関しては考古、記録資料の外に教理に関する考証も是非必要であることを知つた。比咩神信仰がその神宮寺を八幡神宮寺に対して持つ必要があるに教理の上で存するか否か、このことは八幡神宮寺と云うものをも含めて考える必要がある。もし二者遊離の必要があるとすればわれわれは比咩神宮寺を考古学的に探究しなければならぬ。この点宗教的立場でこの問題に関して御批判をいただきたい。尚記録考証の点でも不馴れのため落ちやら誤まりがあると考へてゐるのでこの点も御教示いただき度い。

附、弥勒神宮寺関係年表

年	時	西曆	事	項	典拠
神龜	二年正月二十七日	七二五	菱形宮の東の足林に寺を造り弥勒足禪院と号す		石清水文書之二(四〇三号)
天平	九年四月七日	七三七	弥勒寺を宇佐宮内移建の神託あり		同右 九州文化史研究所史料
"	十年五月十五日	七三八	講堂、金堂建立		永弘文書一(二三八号)
"	十三年三月二十四日	七四一	最勝王経、法華経各一部、度者十八人等を宇佐宮に奉り、三重塔一基を造らしむ		続日本紀
※	十三年	七四一	封二十戸、造寺、度僧を進める勅使を馳す		九州文化史研究所史料
"	十五年	七四三	東三重塔建立の託宣あり、並に西三重塔建立		永弘文書一(二三八号)
"	十八年	七四六	聖武帝祈禱あり、三位に敍し、封四百戸、度僧五十口、田二十町を施入す		石清水文書之二(四〇三号)
天平感宝	元年六月二十二日	七四九	勅を以つて毎年八幡神戸一人を得度せしめ、弥勒寺に入らしむ(但、益永家記録は七月二十三日とある)		類聚三代格。益永家記録一
"	元年六月二十三日	七四九	弥勒寺学分として綿一万屯、稻十万束、墾田百町施入さる		益永家記録一
天平勝宝	元年	七四九	勅旨綿六万屯、稻六万束施入さる		同右
"	七年	七五五	宇佐宮の返換せる封戸、調庸、位田を造神宮寺新に充てしむ		新抄格勅符抄
神護景雲	元年九月十八日	七六七	八幡比咩神宮寺を造り、四年を限つて功おわらしむ		続日本紀
宝龜	十年	七七九	弥勒寺鐘を鑄る		石清水文書之二(四〇三号)
弘仁	元年	八一〇	大宰府宇佐宮年分僧料で戒壇院を建立		永弘文書一(二三八号)
"	五年	八一四	伝教大師、神宮寺に法華経を講す		僧綱補任抄出
天長	七年七月十一日	八三〇	神封仕丁を割いて弥勒寺に施入す		日本逸史
"	十年十月二十八日	八三三	一切経を写し弥勒寺に安置す		続日本後紀
承和	五年三月二十一日	八三八	弥勒寺出火し、堂舎五宇を焼く		同右

〃	五年三月二十七日	八三八	園分寺、香椎、八幡、宗像等の神宮寺に遣唐使往還の平安を祈らしむ	同右
〃	十一年六月十七日	八四四	「弥勒寺建立縁起」成る(官符並古記により勘定す)	石清水文書之三(四〇三号)
仁寿三年	五月十三日	八五三	詔して観世音寺、弥勒寺以下管内園分寺に大殿若経を読ましむ	文徳実録
貞観十七年	三月二十八日	八七五	弥勒寺に一切経、大乘経、大乘律、小乗律等を安置せしむ	三代実録
寛平元年	十二月二十六日	八八九	大宰大式藤原保則等字佐八幡宮行事例四十九ヶ条を定む	宮寺縁起抄
延喜二年	正月十一日	九〇二	宇佐宮殿舎破損し、大宰府実検して修造せしむ	同右
?			弥勒寺燈分析として毎年豊前國地子稻三百束を充つ	延喜式(主税上)
承平七年	十月四日	九三七	弥勒寺分の塔を宮崎神宮寺に造立せんとする大宰府牒下る	石清水文書之三(四八一号)
天慶三年	八月二十七日	九四〇	年分僧二人を加う	益永家記録一 永弘文書一(二三八号)
長保元年		九九九	元命、弥勒寺講師となる	石清水文書之二(九五頁)
寛弘元(長保六)年	六月二十二日	一〇〇四	支配管内諸國に堂塔を建立すべき太政官牒、弥勒寺衙に下る	益永家記録一
〃	六年九月	一〇〇九	宇佐宮宝藏焼亡	益永家記録二
治安元	年十二月二十三日	一〇二一	宇佐宮炎上	石清水文書之一(一六号)
長元五年	四月二十二日	一〇三二	宇佐宮宝殿風のため顛倒す	百鍊抄
永承二年	三月九日	一〇四七	戒信を弥勒寺講師に任ず	石清水文書之二(四〇六号)
〃	七年六月八日	一〇五二	戒信を宇佐宮寺惣檢校に補し、庄園の雜事を執行せしむ	大宰府史料(上世編)
天喜二年	三月二十一日	一〇五四	大宰府に清成、戒信兩人の元命讓狀子細言上の申状につき理非を決せしむ	石清水文書之二(四〇七号)
※天喜年中			九州の役として弥勒寺造営行わる	益永家記録二
永保元	年九月二十一日	一〇八一	僧二人を新宝塔院に毎日勤仕せしむ	益永家記録一
〃	元(承暦五)年十月二十日	一〇八一	公家弥勒寺堂塔に供養す。曼荼羅供讚衆廿人、少僧都禎範を導師とす	扶桑略記

寛治元年八月二十九日	一〇八七	清円を弥勒寺講師並喜多院司に任ず	石清水文書之二(四〇八号)
〃 元年十二月十三日	一〇八七	同年八月二十九日の官符を遵行す	石清水文書之二(四〇九号)
〃 七年五月二十二日	一〇九三	大宰府及弥勒寺をして別当清円を召進せしむ	後二条師通記
康和元年十二月二十九日	一〇九九	宸筆金泥法華経を宇佐宮に供養すべきを議す	本朝世紀
長治元年十月十九日	一一〇四	弥勒寺、安楽寺大衆乱斗の事を議す	中右記
〃 二年七月十五日	一一〇五	円賢を弥勒寺講師職に補す	石清水文書之二(四一〇号)
〃 二年九月二日	一一〇五	弥勒寺中斗争の事を議す	山槐記
〃 二年九月十八日	一一〇五	円賢を宇佐宮寺宝塔院別当に補す	殿暦
〃 二年十月二十六日	一一〇五	同年七月十五日の官符を遵行す	石清水文書之二(四一一号)
保安四年七月五日	一一二三	寛賢を弥勒寺講師職に補任す	石清水文書之二(四一二号)
〃 四年八月十七日	一一二三	寛賢を喜多院司に補任す	石清水文書之二(四一三号)
大治三年十月二十二日	一一二八	光清を弥勒寺並喜多院檢校に補任す	石清水文書之二(四一四号)
保延三年十二月二十九日	一一三七	任清を弥勒寺並喜多院檢校に補任す	石清水文書之二(四一五号)
久寿元年十二月三十日	一一五四	玄清を弥勒寺並喜多院檢校に補任す	石清水文書之二(四一六号)
保元二年十月六日	一一五七	勝清を弥勒寺内新宝塔院別当に補す	石清水文書之二(四一七号)
永暦元年五月七日	一一六〇	慶清を弥勒寺講師並喜多院司に補任す	石清水文書之二(四一八号)
仁安二年正月二十九日	一一六七	慶清をして弥勒寺並喜多院寺務を執行せしむ	石清水文書之二(四一九号)
嘉応三年三月二日	一一七一	成清を弥勒寺講師並喜多院司に任ず	石清水文書之二(四二〇号)
治承四年六月十六日	一一八〇	慶清を弥勒寺講師並喜多院司に選補し、寺務を執行せしむ	石清水文書之二(四二一号)
〃 四年八月八日	一一八〇	弥勒寺政所、明俊を宇佐宮留守職に補任する下文を出す	石清水文書之二(四三〇号)

〃	四年九月十五日	一一八〇	同年六月十六日の官符を遵行す	石清水文書之二(四三一号)
元曆元	年七月六日	一一八四	豊後国庄司緒方三郎惟栄、宇佐宮に乱入して焼払う	益永家記録一
〃	元年十一月二十四日	一一八四	成清を弥勒寺講師並喜多院司に還補す	石清水文書之二(四二二号)
文治元(元曆二)	年四月二十二日	一一八五	院庁、地頭下司の弥勒寺領庄園の押領を止むる下文を出す	益永家記録一
〃	二年四月十三日	一一八六	院庁、国司の妨ぐる豊後国浦部十五ヶ庄を寺家に返付し、弥勒寺堂塔の破壊を修理すべき下文を出す	同右
〃	四年五月四日	一一八八	宇佐宮造営の宣旨下る(十月中に造営完了)	益永家記録二
建久元	年十月十日	一一九〇	祐清を弥勒寺並喜多院司に補任す	石清水文書之二(四二四号)
〃	三年正月三日	一一九二	弥勒寺金堂焼亡	益永家記録二 吾妻鏡
〃	三年二月四日	一一九二	宇佐宮寺に牒して成清を檢校に転せしむ	石清水文書之二(四二三号)
〃	三年十二月一日	一一九二	宇佐大宮司、弥勒寺司共に弥勒寺金堂を造営すべき宣旨下る	益永家記録一
〃	八年六月	一一九七	薩摩国弥勒寺御領百九十六町一段あり	島津家文書之一(一六四号)
正治元	年七月三十日	一一九九	祐清を弥勒寺並喜多院正八幡宮檢校職に補任す	石清水文書之二(四二五号)
建永元	年六月九日	一二〇六	秀清を弥勒寺並喜多院正八幡宮等の檢校職に補任す	石清水文書之二(四二六号)
承元	三年八月五日	一二〇九	法印祐清、弥勒寺金堂磬を京より遣わす	磬銘文
建保	三年九月十一日	一二一五	宇佐大宮司に弥勒寺金堂半分を造営すべきことを下す	益永家記録一
〃	五年四月九日	一二一七	祐清、弥勒寺正八幡檢校事務社務執行職を宝清に譲与す	石清水文書之六(二六号)
承久	二年十二月十日	一二二〇	祐清、弥勒寺領以下の所領を宝清に譲与す	石清水文書之六(二七号)
曆七元(嘉禎四)	年三月二十七日	一二三八	宝清を弥勒寺講師檢校並喜多院司正八幡宮檢校職に補任す	石清水文書之六(二八号)
仁治	三年九月二十一日	一二四二	宮清を弥勒寺講師檢校並喜多院司正八幡宮檢校職に補任す	石清水文書之六(二九号)
〃	三年九月二十五日	一二四二	宝清、寺務社務執行職、弥勒寺領以下の所領を宮清に譲与す	石清水文書之六(三二、三三、三四号)

建長四年十月四日	一二五二	彌勒寺、喜多院檢校職並寺領は宮清一期の後、妙清を補すべきを説く院宣下る	石清水文書之六(六号)
〃 五年四月二十日	一二五三	宇佐宮炎上	益永家記録二
正嘉二年十一月十八日	一二五八	彌勒寺喜多院正八幡宮檢校職は祐清門跡相承すべき院宣下る	石清水文書之六(四号)
弘長元年	一二六一	彌勒寺講師並喜多院司正八幡宮檢校職を宮清門弟相承すべきを裁決す	石清水文書之六(三号)
〃 三年十二月二十日	一二六三	尙清を彌勒寺講師檢校並喜多院司正八幡宮檢校に補任す	石清水文書之六(三〇号)
文永元年九月二十三日	一二六四	寺領の私相伝を停止し、寺納米、仏聖灯油以下新田を旧規に復すことを下す	益永家記録一
〃 十一年七月	一二七四	宮清、彌勒寺喜多院檢校職、彌勒寺領以下の所領を尙清に譲与す	石清水文書之六(三一号)
弘安八年	一二八五	この頃彌勒寺領千町余あり	元曆文治記 豊後弘安注進状
※正応年中		關東御教書により、小式人道淨惠、薩摩守人道尊覚宇佐宮の造営を行う	益永家記録二
永仁元(正応六)年四月八日	一二九三	大宰府觀世音寺登壇の年分僧殺害さる	永弘文書一(二〇〇号)
〃 元正応六)年八月四日	一二九三	同年四月八日の殺害事件についての書状	同右
〃 六年六月十三日	一二九八	宇佐宮年分僧、觀世音寺に登壇受戒緩急なきを通ずる書状	益永家記録一
正安二年六月二十一日	一三〇〇	通清、彌勒寺喜多院檢校職並房領以下を相伝す	石清水文書之六(五号)
延慶二年正月二十一日	一三〇九	宇佐宮上宮、下宮、仮殿以下の倉屋悉く焼亡。筑前竹野庄貢を以つて臨時の仮殿を造作す	益永家記録二
文保二年三月三日	一三一八	彌勒寺造営用途注文	小山田文書(三七号)
〃 二年八月二十五日	一三一八	造営用途注文の如く行わしむる鎮西御教書下る	小山田文書(三八号)
元亨元年十二月六日	一三二一	彌勒寺造営の關東御教書下る	益永家記録一 小山田文書(四一号)
〃 三年正月三日	一三二三	当年の年分度者三人進上	益永家記録一
〃 四年八月二十一日	一三三四	薩摩伊作庄並日置北郷領家地頭相与状	島津家文書之一(五五〇号)
嘉暦元年九月	一三三六	宮寺大工貞世、彌勒寺造営新足事言上	小山田文書(四六号)

〃	元年十二月二十六日	一三二六	延慶年中造進の仮殿焼失	益永家記録二
〃	二年九月六日	一三二七	弥勒寺納所奉行奉書	小山田文書(四八号)
元徳	元年十月五日	一三二九	薩摩日置北郷弥勒寺庄下司と当郷一方地頭の相論に鎮西下知状下る	島津家文書之一(五五五号)
〃	元年十二月十日	一三二九	弥勒寺造宮の日別糧米事について鎮西施行状下る	小山田文書(四九・二六八号)
※	元年	一三二九	本年弥勒寺造宮あり	小山田文書(二六八号)
建武	元年八月十七日	一三三四	弥勒寺寺主等証状	永弘文書一(二四四号)
貞和(正平)	二年六月二十六日	一三四六	弥勒寺檢校神朝田畠等を弟子に譲る	永弘文書一(三〇四号)
〃	五年三月二十日	一三四九	弥勒寺別当神朝田地沽渡す	永弘文書一(三〇八号)
至徳	元年九月六日	一三八四	弥勒寺檢校職並相伝の坊領師職坊舎以下を宋清讓受く	石清水文書之六(七号)
応永	二十五年四月二十七日	一四一八	弥勒寺伽藍立柱上棟	九州文化史研究所史料
〃	二十六年九月十六日	一四一九	池永重阿、弥勒寺造宮段錢請文	小山田文書(八〇号)
〃	二十七年四月二十八日	一四二〇	金堂御作事始まる	九州文化史研究所史料
〃	二十八年六月一日	一四二二	金堂礎石据らる	同右
〃	二十八年六月十一日	一四二二	午剋、西中門立柱上棟	同右
〃	三十二年六月二日	一四二五	年分僧三人食糝米下行さる	同右
〃	三十四年七月二十六日	一四二七	卯剋、東大門、北大門立柱上棟	同右
〃	三十四年九月二十七日	一四二七	卯剋、一切経藏立柱上棟	同右
永享	二年四月二十三日	一四三〇	塔婆御作事始まる	同右
〃	二年四月二十五日	一四三〇	弥勒寺鐘を鋳る	同右
〃	二年八月十六日	一四三〇	弥勒寺鐘の銘を鋳る	同右

永享二年八月十八日	一四三〇	金堂の中間の廊下作事始まる	同右
〃 二年九月二十六日	一四三〇	弥勒寺東大門、西大門の材木採用を始む	同右
〃 三年二月二十六日	一四三一	塔婆造作終る	同右
庚正元年八月	一四五五	宇佐宮卅七ヶ条擬書成る(弥勒寺修造の記事あり)	小山田文書(九三号)
延徳元年二月二十七日	一四八九	社僧十坊、下宮焼失	益永家記録二
大永三年三月二日	一五二三	弥勒寺金堂以下焼亡	同右
※四年	一五二四	大内家より造作あり	同右
天文四年七月二十日	一五三五	宇佐宮造営に際し、弥勒寺礎石配置図作成	宇佐宮藏古図裏書
天文十二年六月二十九日	一五四三	金堂造営日別錢連署状	小山田文書(一二八号)
天正四年十二月九日	一五七六	大友氏の濫妨により上宮正殿末社諸堂塔悉く焼失	益永家記録二
〃 七年四月三十日	一五七九	大友家に宇佐宮一社中愁訴の目安状を出す	小山田文書(元号)益永家記録五、統大友史料(四七号)
※〃 十年	一五八二	大友宗麟、宇佐宮を焼く	耶蘇会の日本年報
元和三年十一月十日	一六一七	弥勒寺西大門堅柱上棟	小山田文書(一七四号)
寛永十年四月五日	一六三三	弥勒寺鐘樓堅柱上棟	小山田文書(二〇八号)
〃 十年十二月十一日	一六三三	鐘樓清絶祝物送状	小山田文書(二〇九号)
寛永元年八月	一六六一	弥勒寺燈明料配当	益永家記録五
享保八年四月十七日	一七二三	神殿以下焼亡	益永家記録二
元文元年六月二十七日	一七三六	万徳坊外十八名連署訴状	小山田文書(三五四号)
〃 元年八月六日	一七三六	心乗坊同一謫連署申開書	小山田文書(三五五号)
寛政八年十二月十八日	一七九六	弥勒寺祇園社立柱上棟送状	小山田文書(四五二、四五五号)

### 後記

一、本表は豊前宇佐郡宇佐八幡宮内所在弥勒神宮寺関係年表である。

一、本稿は昭和三十一年七月作成の初稿に少しく手を加えたもので、従つて、それ以後の刊行史料を含んでおらない。

一、本表中、一部に宇佐宮に関する記事を収めたが、これは史料の記述中に弥勒寺に関係あると考えられるので、参考史料として収録した。

一、典拠中、九州文化史研究所（九州大学所在）史料としたものは、同研究所蔵の宇佐宮関係史料写本に拠つた。本表に収めたものは左記二書である。

宇佐大神宮縁起上勘註

宇佐宮寺御造営並御神事法会御再興之日記

一、典拠中、「益永家記録」は九州大学竹内理三先生の未刊稿本拜借させていただいた。また、本表天正十年所出の史料は村上直次郎氏訳「耶穌会の・日本年報」第一輯（昭和十九年刊）に拠つたが、他に徴すべき史料なく、宇佐宮に比定するのも必ずしも適切とは云い難いので、信憑性を欠ぐけれども、一応本表に収めたことを断つておく。これについては九州大学筋内健次先生の御教示をいただいた。

本年表の不備史料の脱漏については、今後識者の御教示を仰いで是正したい意向であるので御叱正いただきたい。

昭和三十二年四月三日記す

小田 富士雄